



八 監 第 3 1 8 号
令 和 5 年 1 1 月 2 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第7項の規定によるゆりのき台生涯学習・スポーツパートナーズの指定管理者監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による八千代市（以下「市」という。）が同法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）の出納その他の事務の執行に対する監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 ゆりのき台生涯学習・スポーツパートナーズ
- (2) 管理している公の施設 八千代市総合生涯学習プラザ（以下「生涯学習プラザ」という。）
- (3) 所管部局 教育委員会生涯学習振興課（以下「生涯学習振興課」という。）

3 監査の範囲

令和4年度における出納その他の事務の執行状況

4 監査の着眼点

指定管理者による出納その他の事務が、関係法令等にのっとり、適正かつ正確に行われているかを主眼に、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和5年7月24日から同年10月31日

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、おおむね適正で公の施設の設置目的に沿って運営されていると認められた。

ただし、次のとおり改善すべき点が見受けられたので、市は対象団体に対し適切な指導を行うとともに、所管部局の関係事務について改善されたい。また、対象団体においては、市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

1 生涯学習振興課

(1) 要望事項

ア 適正な事務執行について

指定管理者からの提出書類に誤りが散見されるなど、八千代市総合生涯学習プラザの管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）及び八千代市総合生涯学習プラザ管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいた適正な事務執行が行われていない事例が認められた。また、その要因の一つとして、市と指定管理者の間で十分な連絡調整が図られていない状況が見受けられた。

このことから、チェック機能及び指定管理者との連携体制の強化など再発防止のための効果的な対策を講じ、所属内における事務執行の適正化を図られたい。

2 ゆりのき台生涯学習・スポーツパートナーズ

(1) 指摘事項

ア 物品管理事務について

仕様書の規定により、指定管理料で購入した備品については市に帰属することとされており、また、協定書第26条第4項の規定により、指定管理者が購入した備品は市に報告することとされている。

しかしながら、令和4年度に指定管理料で購入した備品については、市への報告がされておらず、市の備品台帳に記載されていなかった。

今後は、協定書及び仕様書に従い、適切な物品管理事務を行われたい。

イ 指定管理に係る資金専用口座について

協定書第53条及び仕様書の規定により、市が支払った指定管理料については独立した預金口座により管理することとされているが、指定管理料の受取口座については、市からの指定管理料に加え、他市の指定管理料や一部の委託料も同一口座で収受されており、当該指定管理の専用口座とはなっていないかった。

今後は、協定書及び仕様書に従い、適切な資金管理を行われたい。

(2) 要望事項

ア 適正な事務執行について

市への提出書類に誤りが散見されるなど、協定書及び仕様書に基づいた適正な事務執行が行われていない事例が認められた。また、その要因の一つとして、市と指定管理者の間で十分な連絡調整が図られていない状況が見受けられた。

このことから、チェック機能及び市との連携体制の強化など再発防止のための効果的な対策を講じ、指定管理者内部における事務執行の適正化を図られたい。